

4. 市の施設は、敷地内禁煙※です。

※ 市の施設については、調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針において、これまで原則敷地内禁煙となっていました。

健康増進法や東京都受動喫煙防止条例より厳しく、敷地内の屋外に喫煙所を設置することも不可としています。

主な市の施設

市役所、神代出張所、教育会館、市立小中学校、
保育園、児童館、学童クラブ、高齢者施設、
文化施設、郷土博物館、公民館、図書館、
体育館、屋外運動施設

右の表示がある市の施設では、
駐車場なども含め喫煙はできません。



一部除外施設があります。対象外となる施設、最小限度の範囲で喫煙を可とする施設については、施行までに別途規則で定めます。

5. 市民等※や事業者が守るべき責務について定められています。

- ◆ 市民等や事業者は、調布市の受動喫煙の防止に関する施策に協力する責務を有します。
 - ◆ 市民等は受動喫煙を生じさせないように、また事業者は受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努めなければなりません。
- ※ 市民等：市内に居住もしくは滞在する人、市内を通過する人のこと。

～ 自分自身や大切な人を守るために ～

受動喫煙について正しく理解しよう！

たばこの先から出る煙のことを「副流煙」といいます。副流煙には喫煙者が吸う「主流煙」よりも高い濃度の有害物質が含まれているため、周りの人の健康にさまざまな悪影響を及ぼします。

特に小さな子どもや妊婦、疾患のある方などは、より大きな影響を受ける可能性があります。



受動喫煙が 子どもに与える影響

【因果関係が確実】

- ・喘息
- ・乳幼児突然死症候群

【関連性が高い】

- ・低出生体重、子宮内発育遅延
- ・呼吸機能の低下
- ・むし歯
- ・中耳疾患

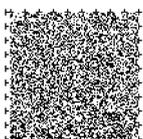
(厚生労働省 喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書から抜粋)

有害物質は、主流煙より副流煙の方が多し！！

(数字は主流煙に比べ何倍多いか)

- ◆ニコチン(依存性を強める) 2.8倍
- ◆タール(発がん性物質) 3.4倍
- ◆一酸化炭素(体が酸素不足になる) 4.7倍
- ◆アンモニア(目を刺激する) 46倍

厚生労働省 職場のあんぜんサイトから抜粋



条例の詳細は、調布市ホームページをご覧ください。

調布市 福祉健康部 健康推進課 042-441-6100